

橋本委員長



西川委員



塚本委員



辰馬委員



中道委員



公安委員会 第7回定例会議会議録

1 開催日時 平成25年2月21日(木) 12:40 ~ 17:00

2 開催場所 公安委員会室

3 出席者

(1) 公安委員会

橋本委員長・塚本委員・辰馬委員・中道委員

4名

(2) 警察本部

本部長・総務部長・警務部長・首席監察官・刑事部長・生活安全部長
地域部長・交通部長・警備部長・警察学校長・情報通信部長・県民広報課長
会計課長・警務課長・監察官・訟務官・生活環境課長・交通企画課長
災害対策課長・総務課管理官・組織犯罪対策課管理官・運転免許課管理官(2名)
生活安全企画課調査官

24名

4 概要

別紙のとおり

第 7 回 定 例 会 議 の 概 要

(議 題)

1 審議・決裁事項

総 務 部

● 苦情の受理及び処理の件数について

.....資料 1

県民広報課長から、資料 1 のとおり、平成25年 2 月 9 日（土）から同年 2 月15日（金）までの間における苦情について、「受理件数は、公安委員会あてが 1 件、警察あてが13件であり、処理件数は、公安委委員会あてが 1 件、警察あてが15件であった。なお、公安委員会あて苦情 1 件については文書回答することとしたい。」旨の説明があり、審議の上、承認した。

警 務 部

● 人事案件について

警務部長から、地方警務官の人事異動（案）について説明があり、審議のうえ、同意した。

● 運転免許の取消処分に対する異議申立てについて

.....資料 2

訟務官から、資料 2 のとおり、「神戸市須磨区居住の男性は平成23年 6 月、神戸市東灘区内においてひき逃げ人身交通事故を惹起した。平成24年 2 月、兵庫県公安委員会は、本件交通事故により、欠格期間 5 年の運転免許の取消処分を執行した。これに対し、申立人から『事故時接触は感じたが、負傷者がいることはわからなかった。被害者の嘆願書及び刑事処分の内容を考慮して頂きたい。』などと、本件処分の取消しを求める異議申立てがなされた。」旨の説明があり、審議の上、本件異議申立てを棄却する旨決定した。

● 運転免許証の更新処分に対する異議申立てについて

（平成24年 7 月 4 日（水）受理分）資料 3

訟務官から、資料 3 のとおり、「兵庫県高砂市居住の男性は、平成23年 9 月、兵庫県加古郡内において保持による携帯電話使用により検挙された。平成24年 6 月、兵庫県公安委員会は、同人から運転免許証の更新申請があった際、過去 5 年以内に本件交通違反等があったことから、違反運転者として有効期間 3 年

の運転免許証を交付した。これに対し、申立人から『携帯電話等（保持）違反については、検察庁に出向き、不起訴となった。次回の免許更新時に異議申立（不服申立）をし、違反点数を訂正するように検察庁より説明を受けた。』と更新処分の取消しと一般運転者区分の運転免許証の交付を求める異議申立てがなされた。」旨の説明があり、審議の上、本件異議申立てを棄却する旨決定した。

● 運転免許証の更新処分に対する異議申立てについて
（平成24年10月29日（月）受理分）資料4

訟務官から、資料4のとおり、「兵庫県明石市居住の男性は、平成21年8月、兵庫県明石市内において赤色信号無視により検挙された。平成24年9月、兵庫県公安委員会は、同人から運転免許証の更新申請があった際、過去5年以内に本件交通違反があったことから、一般運転者として有効期間5年の運転免許証を交付した。これに対し、申立人から『決定処分が事実誤認である。また、警察官の発言に「現場検証します。」とあったが、その事実の有無を確認したい。到底公正な判断がされているとは信じがたく、何をもって決定したかの具体的理由を明示願いたい。』と更新処分の取消しと優良運転者区分の運転免許証の交付を求める異議申立てがなされた。」旨の説明があり、審議の上、本件異議申立てを棄却する旨決定した。

● 放置違反金納付命令処分に対する異議申立てについて
.....資料5

訟務官から、資料5のとおり、「兵庫県公安委員会は、平成24年7月の神戸市中央区内における放置駐車に対し、違反車両の使用者である神戸市垂水区居住の男性に、平成24年10月、放置違反金の納付を命じた。これに対し、申立人から『急に心不全状態になり、新しい市民病院の場所を聞く為に、三ノ宮駅の前で交番に行ったが、少し待つてと言われ、10分ぐらい待つていると、忙しいので他の交番に行くよう言われ、車に戻ると駐車違反になっていた。』と納付命令処分の取消しを求める異議申立てがなされた。」旨の説明があり、審議の上、本件異議申立てを棄却する旨決定した。

● 運転免許取消処分取消請求事件の応訴について
.....資料6

訟務官から、資料6のとおり、「原告は、平成24年5月、兵

兵庫県西脇市内において無免許運転教唆により検挙された。平成24年10月、兵庫県公安委員会は、本件交通違反により、欠格期間1年の運転免許の取消処分を執行した。本件処分を不服として原告は、『夫が見舞い品を買いに行ったのは、あくまで自らの意思及び判断に基づくものであり、私は主人が見舞い品を買いに行ったこと自体、全く知らなかった。私は、全く無免許運転教唆を行っておらず、本件処分には事実誤認の違法がある。』等として、本件処分の取消しを求め神戸地方裁判所に提訴した。本件処分に取り消されるべき瑕疵はないことから、請求棄却を求め県顧問弁護士を代理人に選任し、関係警察職員を代理人に指定して応訴することとしたい。」旨の説明があり、審議の上、承認した。

生活安全部

● 猟銃所持者に対する行政処分（案）について

.....資料7

生活環境課長から、資料7のとおり、「兵庫県丹波市居住の男性は、兵庫県公安委員会の許可を受け散弾銃2丁を所持している者であるが、平成24年8月、自宅内において男性に対し、『わしゃどこまで持って行っても、銃引けんのや。お前、殺されると思われ。』等、語気鋭く同人の生命、身体に危害を加えるような氣勢を示して脅迫したことから、所持許可を取り消すこととしたい。」旨の説明があり、審議の上、原案どおり決定した。

交 通 部

● 意見の聴取等

運転免許課管理官から、次のとおり意見の聴取等に関する説明があり決定した。

- 1 第7回運転免許処分意見の聴取（2/21）～47名分
- 2 第7回運転免許処分聴聞（2/21）～1名分
- 3 自動車等運転禁止処分（2/21）～1名分

警 備 部

● 福島県公安委員会からの援助要求に伴う警察官の派遣（案）について

.....資料8

災害対策課長から、資料8のとおり、「東北地方太平洋沖地震にかかる各種警察措置等に従事させるため、福島県公安委員会から警察法第60条第1項の規定に基づく、本県警察官の援助要求がなされたので派遣することとしたい。」旨の説明があり、審議の上、承認した。

委員から「まだ寒さも厳しいですが、身体に十分に気をつけて、福島県民の方々のために、頑張ってきてもらいたい。」旨の発言があった。

2 報告事項

総 務 部

● 公安委員会宛文書の受理について

総務課管理官から、平成25年1月29日(火)及び2月4日(月)、公安委員会宛に送付された文書の受理及び措置について報告がなされた。

● 平成24年中における公安委員会専決事務取扱状況について(総務部)資料9

会計課長から、資料9のとおり、平成24年中における遺失物法施行規則に規定されている公安委員会の権限に属する事務に関する専決処理について報告がなされた。

● 尼崎東警察署移転用地の先行取得について資料10

会計課長から、資料10のとおり、尼崎東警察署移転用地の先行取得について報告がなされた。

警 務 部

● 人事評価制度における警察本部長の目標等について

本部長から、人事評価制度における業務目標等について報告がなされた。

● 人事案件について

警務課長から、平成25年春の人事異動の概要について報告がなされた。

● 人事案件について

首席監察官から、警察職員による便宜供与事案及び警察職員によるセクハラ事案の処分予定について報告がなされた。

● 警察本部長に対する公開請求の状況等について資料11

監察官から、資料11のとおり、県内法人より警察本部長になされた「懲戒等文書」に関する公開請求の状況等について報告がなされた。

刑 事 部 ● 平成24年中における公安委員会専決事務取扱状況について (刑事部)資料12

組織犯罪対策課管理官から、資料12のとおり、平成24年中における暴力団対策法等に規定されている公安委員会の権限に属する事務に関する専決処理について報告がなされた。

● 平成25年1月末における犯罪情勢について資料13

刑事部長から、資料13のとおり、平成25年1月末における犯罪情勢について報告がなされた。

刑法犯の認知・検挙状況

	認 知 件 数				検 挙 件 数				検 挙 人 員				検 挙 率 (%)	
	25.1末	24.1末	増減	率 (%)	25.1末	24.1末	増減	率 (%)	25.1末	24.1末	増減	率 (%)	25.1末	増減
刑法犯総数	6,050	6,804	-754	-11.0	1,389	1,420	-31	-2.2	1,307	1,036	+271	+10.1	37.5	+3.0
凶 罪 組	23	29	-6	+15.0	11	13	-2	-15.4	7	10	-3	-30.0	47.8	-17.3
強 姦 組	276	265	+11	+4.2	245	192	+53	+27.6	253	203	+50	+24.6	82.8	+16.3
窃 盗 組	3,631	4,440	-749	-16.7	724	843	-119	-14.1	562	551	+11	+2.0	18.6	+0.6
侵入組	365	575	-210	-36.5	53	75	-22	-29.3	22	25	-3	-12.0	14.5	+1.5
乗り物組	1,243	1,519	-277	-18.2	127	154	-27	-17.5	103	98	+5	+5.1	10.2	+0.1
非侵入組	2,091	2,341	-250	-10.7	544	614	-70	-11.4	437	428	+9	+2.1	21.0	-0.1
知 能 組	130	133	-3	-2.3	79	84	-5	-6.0	57	52	+5	+9.6	68.8	-2.4
風 俗 組	20	27	-7	-25.9	22	21	+1	+4.8	23	20	+3	+15.0	118.0	+32.2
その他の刑法犯	503	918	-415	-45.1	328	267	+61	+22.4	305	360	-55	-17.3	34.1	+5.0

※ 平成24年は確定値、平成25年は暫定値である。

生活安全部 ● 平成25年1月末における少年犯罪情勢等について資料14

生活安全部長から、資料14のとおり、平成25年1月末における少年犯罪情勢等について報告がなされた。

また、「平成25年1月20日（日）、三田市内において、県警硬式野球部『桃太郎』と連携した野球教室を行うとともに、非行防止教室等を開催し、スポーツ活動を通じた少年の健全育成活動を実施した。」旨の報告がなされた。

少年犯罪情勢

区 分	平 期	25年1月末	24年1月末	増 減	
				人員	率 (%)
刑 法 犯 総 数		1,271	1,147	+124	+10.8
刑 法 犯 少 年		305	337	-32	-9.5
犯 罪 少 年		241	285	-45	-15.7
独 法 少 年		64	51	+13	+25.5
少年が占める率 (%)		24.0	29.4		-5.4 P
不 良 行 為 少 年		2,629	3,227	-598	-18.5

※ 平成24年は確定値、平成25年は暫定値である。

● ストーカー規制法に基づく警告の実施結果について
.....資料15

生活安全企画課調査官から、資料15のとおり、「ストーカー規制法に基づき、『待ち伏せ、連続電話、義務なき行為の要求』等を行った5人に対し、尼崎北警察署長、社警察署長、神戸西警察署長、飾磨警察署長及び明石警察署長が警告した。」旨の報告がなされた。

● 平成24年中における公安委員会専決事務取扱状況について（生活安全部）
.....資料16

生活環境課長から、資料16のとおり、平成24年中における風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律等に規定されている公安委員会の権限に属する事務に関する専決処理について報告がなされた。

● 公安委員と教育委員の意見交換会の開催について
.....資料17

生活安全部長から、資料17のとおり、「少年の健全育成に資するため、平成25年3月7日（木）午前10時30分から、兵庫県庁3号館10階教育委員会室において、公安委員会と教育委員会との意見交換会を開催する。」旨の報告がなされた。

● 平成24年度「兵庫県警察少年非行防止研究会」の開催について
.....資料18

生活安全部長から、資料18のとおり、「平成25年3月1日（金）、警察本部本館21階会議室において、少年育成に携わる者の非行防止対策に関するレベルアップを図るため、『兵庫県警察少年非行防止研究会』を開催する。」旨の報告がなされた。

交 通 部 ● 平成25年1月末における交通事故の状況について
.....資料19

交通部長から、資料19のとおり、平成25年1月末における交通事故発生状況等について報告がなされた。

交通事故発生状況

	20.1年	21.1年	22.1年	23.1年	24.1年	25.1年	増減	
							数	率 (%)
人身事故件数	2,729	2,817	2,784	2,798	2,439	2,591	+152	+6.2
死者数	23	11	14	15	13	15	+2	+15.4
高齢死者	13	5	5	7	7	8	+1	+14.3
構成率	56.5	45.5	35.7	46.7	53.8	53.3	—	—
傷者数	3,396	3,457	3,315	3,441	3,082	3,186	+124	+4.0
重傷者数	284	299	289	282	234	245	+11	+4.7
全国死者数	400	381	384	327	324	345	+21	+6.5

※ 平成24年以前は確定値、平成25年は暫定値である。

● 平成24年中における公安委員会専決事務取扱状況について（交通部）……………資料20

交通企画課長から、資料20のとおり、平成24年中における道路交通法等に規定されている公安委員会の権限に属する事務に関する専決処理について報告がなされた。

警 備 部 ● 淡路ブロック国民保護共同実動訓練の実施について……………資料21

警備部長から、資料21のとおり、「平成25年2月27日（水）午後1時から、南あわじ市三原健康広場において、国民保護法が適用される緊急処理事態において、関係機関の対処能力の向上と相互の連携を図るため、兵庫県淡路県民局等9機関との『淡路ブロック国民保護共同実動訓練』を実施する。」旨の報告がなされた。

● 集団示威運動等事務取扱状況について（平成25年1月中）……………資料22

資料22のとおり、平成25年1月中における集団示威運動等事務取扱状況（7件）について報告がなされた。

1 受理及び処理件数

○過処理状況

区分 類型	2月9日(土)～2月15日(金)	
	受 理	処 理
公安委員会	1 (1)	1 (1)
警 察	13 (0)	15 (3)
合 計	14 (1)	16 (4)

○本年処理状況

受 理	処 理
9 (9)	1 (1)
89 (12)	50 (3)
98 (21)	51 (4)

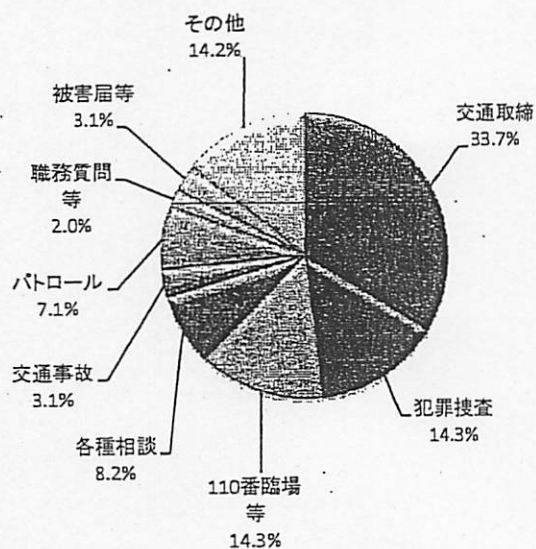
○処理中

本年分	前年まで	合 計
8 (8)	11 (11)	19 (19)
39 (9)	23 (8)	62 (17)
47 (17)	34 (19)	81 (36)

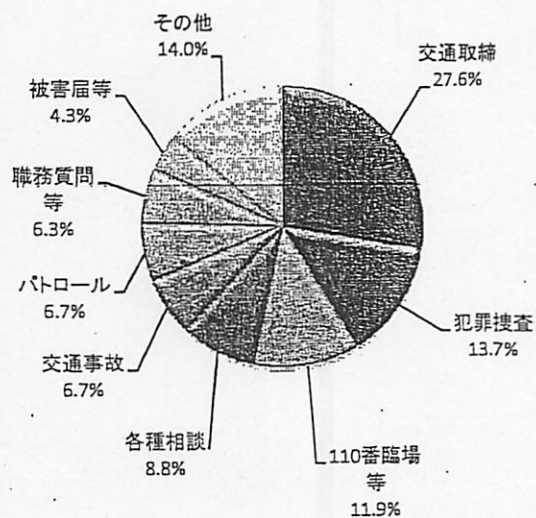
注 () 内は、文書によるものを内数で示す。

2 内容類型別

平成25年2月15日(金)現在



平成 24 年



区 分	受理件数	交通取締	犯罪捜査	110番臨場等	各種相談	交通事故	パトロール	職務質問等	被害届等	その他
今 週 報 告 分	14	5	2	1	2	1	1	1	1	0
本 年 累 計	98	33	14	14	8	3	7	2	3	14
前 年 同 期	74	22	11	6	9	3	3	4	6	10
対 比	+24	+11	+3	+8	-1	±0	+4	-2	-3	+4
平成 24 年	930	257	127	111	82	62	62	59	40	130

公 安 委 員 会
☐ 指示事項
☐ 意 見

公 安 委 員 会	運 転 免 許 の 取 消 処 分 に 対 す る	平成25年 2 月 21 日						
資料№ 2	異 議 申 立 て に つ い て	警 務 部						
1 受 理 年 月 日 平成24年 4 月 9 日 (月) 2 異 議 申 立 人 神戸市須磨区 男性 3 処 分 の 内 容 平成24年 2 月 8 日 (水) 付け運転免許の取消処分 (欠格期間 5 年) 4 処 分 の 原 因 平成23年 6 月 29 日 (水)、神戸市東灘区内における交通違反 5 申 立 て の 趣 旨 本件処分の取消しを求めている。 6 申 立 て の 理 由 (1) 事故時接触は感じたが、負傷者がいることはわからなかった。 (2) 被害者の嘆願書及び刑事処分の内容を考慮して頂きたい。 7 決 定 書 案 (1) 主 文 本件異議申立てを棄却する。 (2) 理 由 申立人の供述から、申立人は、自己車両と普通乗用車が衝突した事実を認識し、このような場合、その衝突時の態様からすれば、相手車両の運転者に死傷が生じる可能性を認識し得たものと言える。さらに、申立人は、相手方がどうなったのかを確認するのが怖かったとも供述しており、かかる供述からしても相手方の死傷の可能性を認識していたと認められる。申立人は、嘆願書が提出されていること等を考慮すべきと主張するが、申立人の違反行為は悪質であり、本件処分を取り消すべきものとは認められない。 また、刑事処分の略式命令において、重傷事故とひき逃げの認定がなされていないことを考慮すべきとも主張するが、行政処分は、交通の安全と円滑を確保するという行政上の目的を達成するため、行政庁が自ら事実認定と認定事実に対して法令を適用することによって行うものであり、刑事処分とは、相互に独立して行われるものである。申立人は、原付運転者に約 1 箇月間の加療と 1 年間のリハビリテーションを要する傷害を負わせ、かつ、直ちに車両を停止して負傷者を救護する等必要な措置を講じなかったものであり、申立人の主張は採用することができない。								
<table border="1"> <tr> <td>公 安 委 員 会</td><td></td></tr> <tr> <td>☐ 指 示 事 項</td><td></td></tr> <tr> <td>☐ 意 見</td><td></td></tr> </table>			公 安 委 員 会		☐ 指 示 事 項		☐ 意 見	
公 安 委 員 会								
☐ 指 示 事 項								
☐ 意 見								

公 安 委 員 会	運 転 免 許 証 の 更 新 処 分 に 対 す る 異 議 申 立 て に つ い て (平成24年7月4日(水)受理分)	平成25年2月21日
資料№ 3		警 務 部
1 受理年月日 平成24年7月4日(水) 2 異議申立人 兵庫県高砂市 男性 3 処分の内容 平成24年6月26日(火)付け運転免許証の更新処分(違反運転者等区分) 4 処分の原因 平成23年9月15日(木)、兵庫県加古郡内における交通違反 5 申立ての趣旨 本件処分の取消しと一般運転者区分の免許証の交付を求めている。 6 申立ての理由 携帯電話等(保持)の違反については、検察庁に出向き、不起訴となった。次回の免許更新時に異議申立(不服申立)をし、違反点数を訂正するように検察庁より説明を受けた。 7 決定書案 (1) 主文 本件異議申立てを棄却する。 (2) 理由 本件違反は、警察官が、申立人が左手に携帯電話用装置を保持し、画像表示用装置を注視しながら、本件車両を運転するのを現認したもので、関係記録によると、警察官の現認状況に不自然、不合理な点はなく、警察官から本件車両までの間に見とおしを妨げるものもなく、本件違反の事実認定に誤りはないと認めるのが相当である。 申立人は、本件違反当時、「今日、携帯電話は持っていない。」旨を申し立てるも、その後、運転免許課聴聞係との電話に対し、「携帯電話を持ってパトカーに乗車した。」旨を述べる等、主張の変遷が認められる。 申立人は、「携帯電話等(保持)の違反については、検察庁に出向き、不起訴となった。」旨を主張しているが、行政庁は、刑事処分の結果如何にかかわらず、行政上の目的を達成するため、独自の立場で事実を認定して行政処分を行うことができる。 したがって、申立人の主張は認められない。		
公 安 委 員 会		
☐ 指示事項		
☐ 意見		

公 安 委 員 会	運 転 免 許 証 の 更 新 処 分 に 対 す る 異 議 申 立 て に つ い て (平成24年10月29日(月)受理分)	平成25年2月21日
資料№ 4		警 務 部

1 受理年月日

平成24年10月29日(月)

2 異議申立人

兵庫県明石市 男性

3 処分の内容

平成24年9月7日(金)付け運転免許証の更新処分(一般運転者区分)

4 処分の原因

平成21年8月14日(金)、兵庫県明石市内における交通違反

5 申立ての趣旨

本件処分の取消しと優良運転者区分の運転免許証の交付を求めている。

6 申立ての理由

決定処分が事実誤認である。また、警察官の発言に「現場検証します。」とあったが、その事実の有無を確認したい。到底公正な判断がされているとは信じがたく、何をもって決定したかの具体的理由を明示願いたい。

7 決定書案

(1) 主文

本件異議申立てを棄却する。

(2) 理由

本件違反は、警察官が警ら用自動二輪車で警ら中、本件車両が対面赤色信号を無視して交差点を直進するのを現認したもので、警察官の違反現認状況の説明に不自然、不合理な点はない。

本件違反にかかる実況見分は、平成21年8月27日(木)に実施されており、当該実況見分から再現される本件違反の現認状況は、警察官の説明と合致しており、また、警察官の現認位置から対面信号機及び停止線への見通しは良好であり、本件車両の進行状況の視認性にも問題は認められない。

したがって、本件違反事実の認定に誤りはなかったと認めるのが相当であり、申立人の「事実誤認である。」旨の主張は認められない。

公 安 委 員 会

☐ 指示事項

☐ 意見

公 安 委 員 会	放置違反金納付命令処分に対する	平成25年2月21日
資料No 5	異議申立てについて	警 務 部
1 受理年月日 平成24年10月29日（月） 2 異議申立人 神戸市垂水区 男性 3 処分の内容 平成24年10月16日（火）付け放置違反金納付命令処分 4 処分の原因 平成24年7月23日（月）、神戸市中央区内における放置駐車 5 申立ての趣旨 本件処分の取消しを求めている。 6 申立ての理由 急に心不全状態になり、新しい市民病院の場所を聞く為に、三ノ宮駅の前で交番に行ったが、少し待ってと言われ、10分ぐらい待っていると、忙しいので他の交番に行くよう言われ、車に戻ると駐車違反になっていた。 7 決定書案 (1) 主文 本件異議申立てを棄却する。 (2) 理由 本件駐車場所は、道路標識により駐停車が禁止されている道路の部分に当たり、本件車両は、運転者が直ちに運転できない状態であったことを駐車監視員が少なくとも5分間確認したものである。 申立人が行ったと主張する交番では、本件放置駐車当日に申立人にかかる取扱いは確認できず、また、申立人の主張は不自然・不合理なもので、措信するに足るものとは認められない。 したがって、申立人の主張は認められない。		
公 安 委 員 会		
☐ 指示事項 ☐ 意見		

公安委員会	運転免許取消処分取消請求事件	平成25年2月21日
資料№ 6	の応訴について	警務部
1 提訴年月日 平成25年1月31日（木） 2 原告 兵庫県小野市 女性 3 被告 兵庫県（代表者兼処分行政庁兵庫県公安委員会） 4 事案の概要 (1) 本件重大違反唆し等 兵庫県西脇市内における無免許運転教唆 (2) 本件処分 平成24年10月4日（木）、運転免許取消処分（欠格期間1年） 5 訴訟の提起 原告は、「夫が見舞い品を買いに行ったのは、あくまで自らの意思及び判断に基づくものであり、原告は訴外■が見舞い品を買いに行ったこと自体、全く知らなかった。原告は全く無免許運転唆しを行っておらず、本件処分には事実誤認の違法がある。」などとして、本件処分の取消しを求める訴訟を提起した。 6 応訴 原告が無免許の夫を残してエンジンをかけたまま車両を離れた事実は、外形的に認められ、原告が本件重大違反唆し等を行ったことは、原告及び夫の供述からも明らかで、本件処分に取り消されるべき瑕疵はないことから、請求の棄却を求めて、県顧問弁護士を代理人に選任し、関係警察職員を代理人に指定して対応する。		
公安委員会		
☐ 指示事項		
☐ 意見		

公 安 委 員 会 資料№ 7	猟銃所持者に対する行政処分(案)について	平成25年2月21日 生 活 安 全 部
1 行政処分の対象 猟銃所持者 丹波市内在住 A男 2 不利益処分の原因となる事実 A男は、兵庫県公安委員会の許可を受け、猟銃（散弾銃2丁）を所持している者であるが、平成24年8月10日（金）午前1時00分から同日午前2時30分までの間、自宅においてB男に対し「わしゃどこまで持って行っても、銃引けんのや」「お前、殺される思とれ」等語気鋭く申し向け、同人の生命、身体に危害を加えるような氣勢を示して脅迫したものである。 3 処分内容 猟銃所持許可の取消し 4 聴聞における所持者の陳述の要旨等 当事者が出頭し、不利益処分の原因となる事実について間違いはないか尋ねたところ「はい」と事実を認め、さらに弁明その他の意見を求めたところ「ないです」と答えた上で「銃を持たせてもらえるなら、持たせて欲しい。」等主張する陳述を行ったが、不利益処分の原因となる事実を争うものではないことから聴聞を終結した。 5 所持者の陳述に対する判断 本件事実については、被処分者自身も自認しており、事実認定に問題はないと判断する。 6 量定案 猟銃（散弾銃2丁）所持許可の取消し		
公 安 委 員 会 ☐ 指示事項 ☐ 意 見		

公 安 委 員 会	福島県公安委員会からの援助要求に伴う	平成25年2月21日
資料№ 8	警察官の派遣（案）について	警 備 部

福島県公安委員会から、警察法第60条第1項の規程に基づき援助要求を受けたので、次のとおり警察官を派遣する。

1 派遣理由

東北地方太平洋沖地震にかかる各種警察措置等に従事させるため。

2 派遣警察官

管区機動隊第四大隊

3 派遣期間

3月4日（月）から3月21日（木）までの18日間

4 派遣を必要とする区域

災害警備のために必要な福島県内の区域

公 安 委 員 会	委員から「まだ寒さも厳しいですが、身体に十分に気をつけて、福島県民の方々のために、頑張ってきてもらいたい。」旨の発言があった。
☐ 指示事項	
☒ 意 見	

公 安 委 員 会	平成24年中における公安委員会専決事務	平成25年2月21日
資料No 9	取扱状況について（総務部）	総 務 部

平成24年中において、遺失物法施行規則に規定されている公安委員会の権限に属する事務のうち、公安委員会事務専決規程に基づいて専決処理した事務の内容については、次のとおりである。

1 事務処理内容

特例施設占有者の書類記載事項の変更届出

※ 根拠

遺失物法施行規則第29条第3項

届出書類の記載事項を変更するときは公安委員会に届出なければならない。

2 届出施設名

宝塚大劇場

3 変更届出事項

役員氏名及び物件の保管場所

公 安 委 員 会

☐ 指示事項

☐ 意見

公安委員会

資料No 10

尼崎東警察署移転用地の先行取得について

平成25年2月21日

総務部

1 概要

尼崎東警察署は、庁舎が2分化していることに加え、施設の老朽化・狹隘化が著しい状況にあることから、移転整備を行う必要がある。

この度、地権者から今年度中に用地を売却したい旨の申し出があったことから、公共事業用地先行取得事業会計により先行取得する。

2 取得用地等

(1) 所在地：尼崎市潮江5丁目「積水化学工業尼崎工場跡地」(下図参照)

(2) 敷地面積：5,000㎡

(3) 取得方法：平成24年度2月補正予算

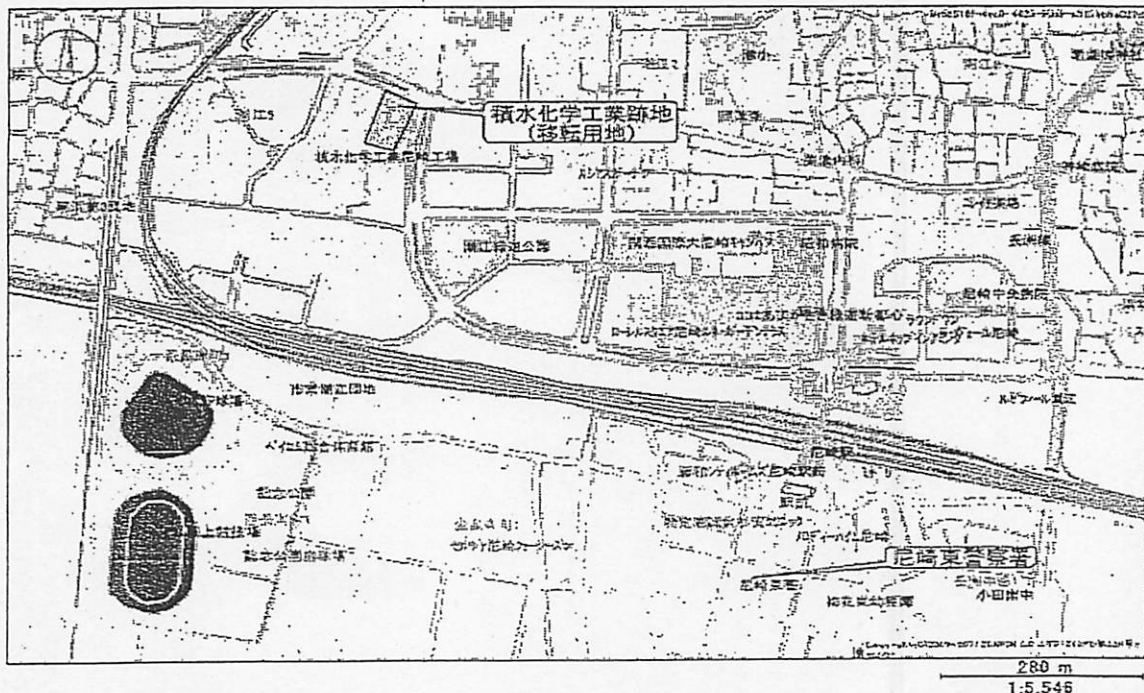
公共事業用地先行取得事業会計 1,000,000千円

※ 当初予算各部共管3,000,000千円を2,000,000千円減額し、公安委員会所管とする。

(4) 取得予定価格：約920,000千円

(5) 取得時期：平成25年3月

【位置図】



公安委員会

☐ 指示事項
☐ 意見

公 安 委 員 会	警察本部長に対する公開請求の状況等	平成25年2月21日
資料No. 11	について	警 務 部
1 公開請求の状況 (1) 受理年月日 2月18日(月) (2) 決定期限 3月4日(月) (3) 請求者 県内法人 6社 (4) 請求概要 懲戒等文書 2 公開請求に対する決定の状況 部分公開決定(案)		
公 安 委 員 会		
☐ 指示事項 ☐ 意見		

公 安 委 員 会	平成24年中における公安委員会専決事務	平成25年 2 月 21 日
資料No 12	取扱状況について（刑事部）	刑 事 部 (組織犯罪対策局)

平成24年中に、暴力団対策法等に規定されている公安委員会の権限に属する事務のうち、公安委員会事務専決規程に基づいて専決処理した事務の内容及び件数は、次のとおりである。

1 暴力団対策法関係

	事 務 の 内 容	下半期	件 数
1	暴力的要求行為等の相手方に対する援助(法第13条)	8件	9件
2	事業者に対する援助(法第14条第1項、規則第15条)	86件	191件
3	不当要求防止責任者の選任届の受理(規則第17条第1項)	630件	1,918件
4	責任者講習の計画及び実施(法第14条第2項)	30件	58件
5	責任者講習の通知(規則第19条第1項)	2,206件	4,384件
6	責任者講習受講申込書の受理(規則第19条第2項)	1,512件	3,125件
7	責任者講習受講修了書の交付(規則第19条第3項)	1,416件	2,966件
8	離脱希望者に対する援護等(法第28条第1項)	7件	11件
9	責任者講習の暴迫センターへの委託(法第32条の2第2項第6号)	0件	1件
10	立入検査に係る身分証明書の発行(法第33条第2項)	119件	316件
11	立入検査に係る身分証明書の発行(条例第24条第2項)	62件	184件
12	国家公安委員会に対する報告(法第36条第1項及び第3項)	234件	554件
13	官公署に対する協力要求(法第36条第4項)	260件	1,092件
14	暴迫センターの役員変更届等の受理(センター規則第3条第3項)	2件	6件
15	暴迫センターの事業計画書等の受理(センター規則第12条第1項)	0件	1件
16	暴迫センターの事業報告書等の受理(センター規則第12条第2項)	0件	1件
	合 計	6,572件	14,817件

- 注 1 「法」とは、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律をいう。
2 「規則」とは、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律施行規則をいう。
3 「条例」とは、暴力団排除条例をいう。
4 「センター規則」とは、暴力団放逐運動推進センターに関する規則をいう。

2 国際捜査共助等に関する法律関係

	事 務 の 内 容	下半期	件 数
1	国際刑事警察機構への協力措置に関する事務(国際捜査共助等に関する法律第18条第1項第1号)	6件	17件

3 犯罪捜査共助規則関係

	事 務 の 内 容	下半期	件 数
1	専門捜査員の派遣(犯罪捜査共助規則第13条第2項)	0件	1件

公 安 委 員 会
☐ 指示事項
☐ 意 見

1 刑法犯の認知・検挙状況

	認知件数				検挙件数				検挙人員				検挙率(%:P)	
	25.1末	24.1末	増減	率(%)	25.1末	24.1末	増減	率(%)	25.1末	24.1末	増減	率(%)	25.1末	増減
刑法犯総数	5,050	5,804	-754	-13.0	1,389	1,420	-31	-2.2	1,207	1,096	+111	+10.1	27.5	+3.0
凶悪犯	23	20	+3	+15.0	11	13	-2	-15.4	7	10	-3	-30.0	47.8	-17.2
租暴犯	276	265	+11	+4.2	245	192	+53	+27.6	253	203	+50	+24.6	88.8	+16.3
窃盗犯	3,698	4,440	-742	-16.7	724	843	-119	-14.1	562	551	+11	+2.0	19.6	+0.6
侵入盗	365	575	-210	-36.5	53	75	-22	-29.3	22	25	-3	-12.0	14.5	+1.5
乗り物盗	1,242	1,519	-277	-18.2	127	154	-27	-17.5	109	98	+5	+5.1	10.2	+0.1
非侵入盗	2,091	2,346	-255	-10.9	544	614	-70	-11.4	437	428	+9	+2.1	26.0	-0.2
知能犯	130	133	-3	-2.3	79	84	-5	-6.0	57	52	+5	+9.6	60.8	-2.4
風俗犯	20	27	-7	-25.9	22	21	+1	+4.8	23	20	+3	+15.0	110.0	+32.2
その他の刑法犯	903	919	-16	-1.7	308	267	+41	+15.4	305	260	+45	+17.3	34.1	+5.0

2 ブロック別の認知・検挙状況

	認知件数				検挙件数				検挙人員			
	25.1末	24.1末	増減	率(%)	25.1末	24.1末	増減	率(%)	25.1末	24.1末	増減	率(%)
神戸	1,528	1,582	-54	-3.4	447	412	+35	+8.5	400	336	+64	+19.0
阪神	1,642	2,150	-508	-23.6	444	497	-53	-10.7	374	373	+1	+0.3
東播	962	1,072	-110	-10.3	232	212	+20	+9.4	219	131	+88	+67.2
西播	780	846	-66	-7.8	223	252	-29	-11.5	179	220	-41	-18.6
但馬	69	89	-20	-22.5	22	24	-2	-8.3	15	16	-1	-6.3
淡路	69	65	+4	+6.2	21	23	-2	-8.7	20	20	±0	±0.0

3 認知件数の増減が顕著な罪種手口

減	少	25.1末	24.1末	増減	率(%)	増	加	25.1末	24.1末	増減	率(%)
オートバイ盗		285	429	-144	-33.6	傷害		125	112	+13	+11.6
空き巣		118	235	-117	-49.8	工場荒し		18	8	+10	+125.0
自転車盗		915	1,009	-94	-9.3	占有離脱物横領		89	81	+8	+9.9

4 振り込め詐欺(恐喝)等の認知状況

	認知件数				被害額(単位:千円)		
	25.1末	24.1末	増減	率(%)	25.1末	24.1末	増減
振り込め詐欺	20	8	+12	+150.0	59,733	13,275	+46,458
オレオレ詐欺(恐喝)	9	2	+7	+350.0	20,370	6,950	+13,420
架空請求詐欺(恐喝)	5	3	+2	+66.7	35,041	5,315	+29,726
融資保証金詐欺	2	3	-1	-33.3	1,062	1,010	+52
還付金等詐欺	4	0	+4	—	3,260	0	+3,260
振り込め詐欺以外の詐欺	8	10	-2	-20.0	73,800	140,063	-66,263
金融商品等取引名目	8	6	+2	+33.3	73,800	134,500	-60,700
ギャンブル必勝目	0	3	-3	-100.0	0	5,490	-5,490
情報提供の交際目	0	1	-1	-100.0	0	73	-73
異性との交際目	0	0	±0	—	0	0	±0
その他の名目	0	0	±0	—	0	0	±0

注1 上記1から3については、平成25年の数値は暫定値、平成24年の数値は確定値である。

2 上記4については、本部主管課による集計数値である。

刑法犯 罪種別 窃盜手口別・認知・検挙状況 (兵庫県下)

平成25年1月末日 現在

区 分	認 知 件 数				検 挙 件 数				検 挙 人 員			
	25.1末	24.1末	増 減	率(%)	25.1末	24.1末	増 減	率(%)	25.1末	24.1末	増 減	率(%)
刑 法 犯 総 数	5,050	5,804	-754	-13.0	1,389	1,420	-31	-2.2	1,207	1,096	111	10.1
凶 悪 犯	23	20	3	15.0	11	13	-2	-15.4	7	10	-3	-30.0
殺人	2	6	-4	-66.7	5	3	2	66.7	5	3	2	66.7
強盗	9	10	-1	-10.0	1	6	-5	-83.3	0	3	-3	-100.0
放火	5	1	4	400.0	1	3	-2	-66.7	1	4	-3	-75.0
強姦	7	3	4	133.3	4	1	3	300.0	1	0	1	-
粗 暴 犯	276	265	11	4.2	245	192	53	27.6	253	203	50	24.6
凶器準備集合	0	0			0	1	-1	-100.0	0	4	-4	-100.0
暴行	128	124	4	3.2	125	101	24	23.8	131	101	30	29.7
傷害	125	112	13	11.6	101	76	25	32.9	110	84	26	31.0
脅迫	13	7	6	85.7	14	9	5	55.6	9	8	1	12.5
恐喝	10	22	-12	-54.5	5	5	0	0.0	3	6	-3	-50.0
窃 盗 犯	3,898	4,440	-742	-16.7	724	843	-119	-14.1	562	551	11	2.0
侵入盗	365	575	-210	-36.5	53	75	-22	-29.3	22	25	-3	-12.0
乗り物盗	1,242	1,519	-277	-18.2	127	154	-27	-17.5	103	98	5	5.1
非侵入盗	2,091	2,346	-255	-10.9	544	614	-70	-11.4	437	428	9	2.1
知 能 犯	130	133	-3	-2.3	79	84	-5	-6.0	57	52	5	9.6
詐欺	112	114	-2	-1.8	73	80	-7	-8.8	51	50	1	2.0
横領	5	7	-2	-28.6	3	2	1	50.0	2	2	0	0.0
偽造	11	12	-1	-8.3	3	2	1	50.0	4	0	4	-
汚職	1	0	1	-	0	0			0	0		
背任	1	0	1	-	0	0			0	0		
風 俗 犯	20	27	-7	-25.9	22	21	1	4.8	23	20	3	15.0
賭博	0	0			0	0			0	0		
強制わいせつ	15	19	-4	-21.1	14	14	0	0.0	13	13	0	0.0
公然わいせつ	4	6	-2	-33.3	4	1	3	300.0	5	1	4	400.0
わいせつその他	1	2	-1	-50.0	4	6	-2	-33.3	5	6	-1	-16.7
その他の刑法犯	803	919	-116	-12.7	308	267	41	15.4	305	260	45	17.3
占有離脱物横領	89	81	8	9.9	214	190	24	12.6	214	197	17	8.6
公務執行妨害	12	14	-2	-14.3	21	12	9	75.0	20	10	10	100.0
住居侵入	36	51	-15	-29.4	22	15	7	46.7	25	18	7	38.9
盗品...	0	8	-8	-100.0	5	9	-4	-44.4	7	10	-3	-30.0
器物損壊等	742	745	-3	-0.4	35	31	4	12.9	30	17	13	76.5
逮捕監禁	2	0	2	-	4	2	2	100.0	3	2	1	50.0
略取横領	0	2	-2	-100.0	0	0			0	0		
その他	22	18	4	22.2	7	8	-1	-12.5	6	6	0	0.0

窃盗犯総数	3,698	4,440	-742	-16.7	724	843	-119	-14.1	582	551	11	2.0
侵入盗	365	575	-210	-36.5	53	75	-22	-29.3	22	25	-3	-12.0
空き巣	118	235	-117	-49.8	19	21	-2	-9.5	8	7	1	14.3
忍込み	32	66	-34	-51.5	2	5	-3	-60.0	0	3	-3	-100.0
居空き	12	23	-11	-47.8	3	2	1	50.0	1	2	-1	-50.0
ATM破り	0	0			0	0			0	0		
金庫破り	12	17	-5	-29.4	1	3	-2	-66.7	0	0		
旅館荒し	0	0			0	4	-4	-100.0	0	1	-1	-100.0
官公署荒し	1	8	-7	-87.5	1	0	1	-	0	0		
学校荒し	6	3	3	100.0	2	3	-1	-33.3	3	2	1	50.0
病院荒し	5	8	-3	-37.5	0	0			0	0		
給油所荒し	0	1	-1	-100.0	0	0			0	0		
事務所荒し	55	49	6	12.2	6	8	-2	-25.0	2	2	0	0.0
出店荒し	66	91	-25	-27.5	11	22	-11	-50.0	5	3	2	66.7
工場荒し	18	8	10	125.0	1	0	1	-	2	0	2	-
更衣室荒し	3	5	-2	-40.0	1	1	0	0.0	0	1	-1	-100.0
倉庫荒し	15	32	-17	-53.1	2	0	2	-	1	0	1	-
その他	22	29	-7	-24.1	4	6	-2	-33.3	0	4	-4	-100.0
乗物盗	1,242	1,519	-277	-18.2	127	154	-27	-17.5	103	98	5	5.1
自動車盗	42	81	-39	-48.1	13	29	-16	-55.2	6	4	2	50.0
オートバイ盗	285	429	-144	-33.6	22	26	-4	-15.4	19	14	5	35.7
自転車盗	915	1,009	-94	-9.3	92	99	-7	-7.1	76	80	-2	-2.5
非侵入盗	2,091	2,346	-255	-10.9	544	614	-70	-11.4	437	428	9	2.1
払出盗	5	2	3	150.0	1	0	1	-	0	0		
ATMねらい	0	1	-1	-100.0	0	0			0	0		
室内ねらい	3	4	-1	-25.0	0	0			0	0		
ひったくり	47	80	-33	-41.3	32	14	18	128.6	3	5	-2	-40.0
すり	18	16	2	12.5	2	4	-2	-50.0	2	1	1	100.0
引きき	210	215	-5	-2.3	33	26	7	26.9	23	23	0	0.0
車上ねらい	394	475	-81	-17.1	41	47	-6	-12.8	3	11	-8	-72.7
部品ねらい	236	322	-86	-26.7	6	54	-48	-88.9	1	3	-2	-66.7
自販機ねらい	73	71	2	2.8	0	4	-4	-100.0	0	1	-1	-100.0
万引き	584	579	-15	-2.6	351	374	-23	-6.1	348	333	15	4.5
その他	541	581	-40	-6.9	78	91	-13	-14.3	57	51	6	11.8

注1 器物損壊等とは、器物損壊のほか、集団的器物損壊、貨幣器物損壊及び偽造貨幣を含む。

警察署別 刑法犯 認知・検挙状況

平成25年1月末

	認 知 件 数				検 挙 件 数				検 挙 率 (%)			検 挙 人 員			
	平成25年 1 月 末	平成24年 1 月 末	増減	増減率(%)	平成25年 1 月 末	平成24年 1 月 末	増減	増減率(%)	平成25年 1 月 末	平成24年 1 月 末	増減 (P)	平成25年 1 月 末	平成24年 1 月 末	増減	増減率(%)
県下総数	5,050	5,804	-754	-13.0	1,389	1,420	-31	-2.2	27.5	24.5	3.0	1,207	1,096	111	10.1
本 部	0	0	0	-	0	0	0		0	0	-	0	0	0	-
神戸ブロック	1,528	1,582	-54	-3.4	447	412	35	8.5	29.3	26.0	3.3	400	336	64	19.0
東 灘	164	194	-30	-15.5	36	12	24	200.0	22.0	6.2	15.8	29	11	18	163.6
灘	114	137	-23	-16.8	23	26	-3	-11.5	20.2	19.0	1.2	21	22	-1	-4.5
葦 合	104	79	25	31.6	32	22	10	45.5	30.8	27.8	3.0	33	20	13	65.0
生 田	226	224	2	0.9	105	69	36	52.2	46.5	30.8	15.7	78	62	16	25.8
兵 庫	175	160	15	9.4	48	42	6	14.3	27.4	26.3	1.1	45	37	8	21.6
長 田	136	167	-31	-18.6	31	39	-8	-20.5	22.8	23.4	-0.6	31	34	-3	-8.8
須 磨	105	107	-2	-1.9	36	40	-4	-10.0	34.3	37.4	-3.1	38	23	15	65.2
垂 水	148	138	10	7.2	51	62	-11	-17.7	34.5	44.9	-10.4	50	36	14	38.9
神戸水上	22	20	2	10.0	3	9	-6	-66.7	13.6	45.0	-31.4	4	9	-5	-55.6
神戸西	229	223	6	2.7	58	49	9	18.4	25.3	22.0	3.3	51	53	-2	-3.8
有 馬	65	58	7	12.1	16	26	-10	-38.5	24.6	44.8	-20.2	13	14	-1	-7.1
神戸北	40	75	-35	-46.7	8	16	-8	-50.0	20.0	21.3	-1.3	7	15	-8	-53.3
阪神ブロック	1,642	2,150	-508	-23.6	444	497	-53	-10.7	27.0	23.1	3.9	374	373	1	0.3
芦 屋	54	67	-13	-19.4	21	32	-11	-34.4	38.9	47.8	-8.9	19	30	-11	-36.7
西 宮	273	381	-108	-28.3	93	75	18	24.0	34.1	19.7	14.4	88	44	44	100.0
甲子園	117	127	-10	-7.9	31	29	2	6.9	26.5	22.8	3.7	27	22	5	22.7
尼崎南	142	258	-116	-45.0	70	84	-14	-16.7	49.3	32.6	16.7	58	78	-20	-25.6
尼崎東	239	299	-60	-20.1	19	25	-6	-24.0	7.9	8.4	-0.5	14	24	-10	-41.7
尼崎北	207	263	-56	-21.3	69	38	31	81.6	33.3	14.4	18.9	50	38	12	31.6
伊 丹	198	265	-67	-25.3	59	110	-51	-46.4	29.8	41.5	-11.7	38	45	-7	-15.6
川 西	124	153	-29	-19.0	17	39	-22	-56.4	13.7	25.5	-11.8	18	44	-26	-59.1
宝 塚	176	164	12	7.3	40	30	10	33.3	22.7	18.3	4.4	38	21	17	81.0
三 田	68	90	-22	-24.4	11	16	-5	-31.3	16.2	17.8	-1.6	10	17	-7	-41.2
篠 山	16	40	-24	-60.0	6	3	3	100.0	37.5	7.5	30.0	6	3	3	100.0
丹 波	28	43	-15	-34.9	8	16	-8	-50.0	28.6	37.2	-8.6	8	7	1	14.3
東播ブロック	962	1,072	-110	-10.3	232	212	20	9.4	24.1	19.8	4.3	219	131	88	67.2
明 石	277	257	20	7.8	119	32	87	271.9	43.0	12.5	30.5	107	25	82	328.0
三 木	66	89	-23	-25.8	10	12	-2	-16.7	15.2	13.5	1.7	9	8	1	12.5
社	53	79	-26	-32.9	9	13	-4	-30.8	17.0	16.5	0.5	10	13	-3	-23.1
加 西	42	52	-10	-19.2	4	8	-4	-50.0	9.5	15.4	-5.9	5	2	3	150.0
西 脇	47	26	21	80.8	6	12	-6	-50.0	12.8	46.2	-33.4	5	5	0	0.0
加古川	370	456	-86	-18.9	68	87	-19	-21.8	18.4	19.1	-0.7	70	57	13	22.8
高 砂	107	113	-6	-5.3	16	48	-32	-66.7	15.0	42.5	-27.5	13	21	-8	-38.1
西播ブロック	780	846	-66	-7.8	223	252	-29	-11.5	28.6	29.8	-1.2	179	220	-41	-18.6
姫 路	395	401	-6	-1.5	120	138	-18	-13.0	30.4	34.4	-4.0	108	119	-11	-9.2
飾 磨	180	138	42	30.4	36	31	5	16.1	20.0	22.5	-2.5	25	30	-5	-16.7
網 干	44	83	-39	-47.0	14	26	-12	-46.2	31.8	31.3	0.5	12	24	-12	-50.0
福 崎	24	35	-11	-31.4	22	4	18	450.0	91.7	11.4	80.3	8	4	4	100.0
たつの	56	96	-40	-41.7	10	18	-8	-44.4	17.9	18.8	-0.9	9	18	-9	-50.0
相 生	27	28	-1	-3.6	8	12	-4	-33.3	29.6	42.9	-13.3	6	14	-8	-57.1
赤 穂	31	32	-1	-3.1	10	11	-1	-9.1	32.3	34.4	-2.1	9	8	1	12.5
佐 用	8	10	-2	-20.0	0	0	0		0.0	0.0	0.0	0	0	0	
宍 粟	15	23	-8	-34.8	3	12	-9	-75.0	20.0	52.2	-32.2	2	3	-1	-33.3
但馬ブロック	69	89	-20	-22.5	22	24	-2	-8.3	31.9	27.0	4.9	15	16	-1	-6.3
朝 来	17	20	-3	-15.0	4	3	1	33.3	23.5	15.0	8.5	4	2	2	100.0
養 父	8	12	-4	-33.3	3	6	-3	-50.0	37.5	50.0	-12.5	2	2	0	0.0
豊岡南	34	38	-4	-10.5	14	14	0	0.0	41.2	36.8	4.4	8	11	-3	-27.3
豊岡北	3	5	-2	-40.0	0	0	0		0.0	0.0	0.0	0	0	0	
美 方	7	14	-7	-50.0	1	1	0	0.0	14.3	7.1	7.2	1	1	0	0.0
淡路ブロック	69	65	4	6.2	21	23	-2	-8.7	30.4	35.4	-5.0	20	20	0	0.0
洲 本	27	18	9	50.0	6	10	-4	-40.0	22.2	55.6	-33.4	7	7	0	0.0
淡 路	22	25	-3	-12.0	9	11	-2	-18.2	40.9	44.0	-3.1	8	11	-3	-27.3
南あわじ	20	22	-2	-9.1	6	2	4	200.0	30.0	9.1	20.9	5	2	3	150.0

注 平成25年数値は暫定値、24年数値は確定値である。

1 概況

区 分	年 別	25年1月末	24年1月末	増減	
				人員	率 (%)
刑 法 犯 総 数		1,271	1,147	+124	+10.8
刑 法 犯 少 年		305	337	-32	-9.5
犯 罪 少 年		241	286	-45	-15.7
触 法 少 年		64	51	+13	+25.5
少年が占める率 (%)		24.0	29.4		-5.4 P
不 良 行 為 少 年		2,629	3,227	-598	-18.5

・ 全国の刑法犯少年は5,008人（-1,120人、-18.3%）、兵庫県は全国第6位

2 刑法犯検挙・補導状況

(1) 包括罪種別

区 分	年 別	25年1月末	24年1月末	増減	
				人員	率 (%)
総 数		305	337	-32	-9.5
凶 悪 犯			4	-4	-100.0
粗 暴 犯		41	42	-1	-2.4
窃 盗 犯		165	175	-10	-5.7
知 能 犯		3	17	-14	-82.4
風 俗 犯		8	2	+6	+300.0
占有離脱物横領		58	77	-19	-24.7
そ の 他		30	20	+10	+50.0

・ 増加した罪種等

侵入盗 + 10人 (500.0%)
オートバイ盗 + 5人 (31.3%)

・ 減少した罪種等

占有離脱物横領 - 19人 (24.7%)
詐欺 - 15人 (88.2%)

(2) 学職別

区 分	年 別	25年1月末	24年1月末	増減	
				人員	率 (%)
総 数		305	337	-32	-9.5
未 就 学 児				±0	—
学 生					
小 学 生		9	5	+4	+80.0
中 学 生		129	171	-42	-24.6
高 校 生		111	93	+18	+19.4
徒 其 の 他		7	30	-23	-76.7
有 職 少 年		21	22	-1	-4.5
無 職 少 年		28	16	+12	+75.0

(中学生)

・ 増加した罪種等

侵入盗 + 5人 (500.0%)
建造物侵入等 + 5人 (500.0%)
減少した罪種等
万引き - 14人 (29.2%)
占有離脱物横領 - 12人 (38.7%)

(高校生)

・ 増加した罪種等

占有離脱物横領 + 9人 (40.9%)
自転車盗 + 6人 (40.0%)
減少した罪種等
詐欺 - 10人 (100.0%)

3 逮捕率、共犯率、再非行率

区 分	年 別	25年1月末	24年1月末	増減(P)
逮 捕 率 (%)	県 下	17.0	7.0	+10.0
	全 国	14.6	13.5	+1.1
共 犯 率 (%)	県 下	40.2	25.2	+15.0
	全 国	38.9	36.7	+2.2
再 非 行 率 (%)	県 下	36.9	22.0	+14.9
	全 国	34.4	33.7	+0.7

・ 逮捕率～全国第14位

1位 鳥取県、2位 大分県

・ 共犯率～全国第26位

1位 大分県、2位 長崎県

・ 再非行率～全国第16位

1位 高知県、2位 滋賀県

4 主な施策【少年の健全育成を目的とした野球教室の実施】

- (1) 実施日時：1月20日（日）午後1時00分から午後4時30分までの間
- (2) 実施場所：三田市上内神 県警桃太郎ホームグラウンド
- (3) 実施内容：県警硬式野球部「桃太郎」と連携し、小中学生に対して野球教室を行うとともに、非行防止教室等を開催し、スポーツ活動を通じた少年の健全育成活動を実施したもの。

※ 本資料の数値は、平成24年は確定値、平成25年は暫定値である。

公 安 委 員 会

- ☐ 指示事項
☐ 意 見

公 安 委 員 会	ストーカー規制法に基づく警告の実施	平成25年2月21日
資料No 15	結果について	生 活 安 全 部

1 実施件数

○ 5 件

○ 平成25年2月6日現在の実施件数 5 件

2 実施結果

	実施月日 実施所属	行為者	被害者	関 係	行 為 の 態 様
1	1月18日(金) 尼崎北 署	大阪府 居住の 男性	尼崎市 居住の 女性	知 人	・ 待ち伏せ ・ 義務無き行為の要求
2	1月22日(火) 社 署	三木市 居住の 男性	小野市 居住の 女性	知 人	・ 連続電話
3	2月5日(火) 神戸西署	明石市 居住の 男性	神戸市 居住の 女性	元交際相手	・ 義務無き行為の要求 ・ 連続電話
4	2月6日(水) 飾 磨 署	姫路市 居住の 男性	姫路市 居住の 女性	元交際相手	・ 義務無き行為の要求 ・ 連続電話
5	2月6日(水) 明 石 署	明石市 居住の 男性	明石市 居住の 女性	元交際相手	・ 押しかけ ・ 義務無き行為の要求 ・ 粗野又は乱暴な言動

公 安 委 員 会
☐ 指示事項
☐ 意 見

公 安 委 員 会	平成24年中における公安委員会専決	平成25年2月21日
資料No 16	事務取扱状況について（生活安全部）	生 活 安 全 部

1 風俗営業関係

(1) 風俗営業

業種	取扱区分	24年12月末 営業所数	23年12月末 営業所数	増減	平成24年12月末の取扱件数					
					許可	廃業	承認	替換	再交付	合計
接待飲食等営業	キャバレー	18	22	-4		4				4
	料理屋	256	260	-4	4	8	3	1	10	26
	社交飲食店	485	496	-11	101	112	18	19	5	255
	ダンス飲食店	11	16	-5	1	6			1	8
	ダンスホール	3	3	±0						
	低照度飲食店	0	0	±0						
	区画席飲食店	0	0	±0						
遊技場	パチンコ店	463	462	+1	16	15	10,900	51	32	11,014
	マージャン店	325	340	-15	18	33	3	5	3	62
	射的場	5	5	±0						
	ゲームセンター	182	191	-9	25	34	13	10	2	84
合 計		1,748	1,795	-47	165	212	10,937	86	53	11,453

(2) 性風俗関連特殊営業

業種	取扱区分	24年12月末 営業所数	23年12月末 営業所数	増減	平成24年12月末の取扱件数		
					開始届出	廃止届出	合計
店舗型性風俗特殊営業	個室付浴場	72	72	±0			
	個室マッサージ	10	11	-1		1	1
	ヌードスタジオ	0	0	±0			
	のぞき劇場	0	0	±0			
	ストリップ劇場	0	0	±0			
	モーター	4	4	±0			
	ラブホテル	44	44	±0			
	レンタルルーム	1	1	±0			
	アダルトショップ	8	10	-2		2	2
	出会い系喫茶	2	2	±0			
無店舗型性風俗特殊営業	派遣ヘルス	496	449	+47	92	45	137
	ビデオ通販	33	31	+2	4	2	6
	映像送信型性風俗特殊営業	22	24	-2		2	2
	店舗型電話異性紹介営業	0	0	±0			
無店舗型電話異性紹介営業		3	3	±0			
合 計		695	651	+44	96	52	148

(3) 深夜酒類提供飲食店営業

24年12月末 営業所数	23年12月末 営業所数	増減	平成24年12月末の取扱件数		
			開始届出	廃止届出	合 計
11,738	11,721	+17	183	166	349

(4) 行政処分

業種	風 俗 営 業				性風俗関連特殊営業				飲食店営業			特定性風俗物 品販売等営業
	取消	停止	指示	合計	廃止	停止	指示	合計	停止	指示	合計	停止
平成24年12月末	4	9	164	177	0	6	37	43	4	26	30	2
平成23年12月末	9	18	182	209	0	7	59	66	6	1	7	12
増 減	-5	-9	-18	-32	±0	-1	-22	-23	-2	+25	+23	-10

(5) 遊技機の認定・検定及び管理者講習

年 別	取扱区分 認 定 検 定			管 理 者 講 習	
	件 数	遊技機数	機 種 数	平成24年12月末	
平成24年12月末	802	6,342	498	対 象 業 種	受 講 者 数
平成23年12月末	722	7,269	496	接待飲食等営業	125
増 減	+80	-927	+2	遊 技 場 営 業	242

2 質屋・古物営業等

業 種	取扱区分 24年12月末 営業所数	23年12月末 営業所数	増 減	平成24年12月末の取扱件数					
				許可	廃業	書換	再交付	行政処分	合計
質 屋	135	136	-1	7	8	5	0	0	20
古 物 営 業	29,977	29,120	+857	1,132	397	541	78	142	2,290
金 属 く ず 商	1,560	1,497	+63	83	21	26	23	13	166

3 警備業

24年12月末 警備業者数	23年12月末 警備業者数	増 減	平成24年12月末の取扱件数						
			認定	廃止	更新	資格証	合格証	行政処分	合計
541	599	-58	27	24	58	557	651	38	1,355

4 探偵業

24年12月末 営業所数	23年12月末 営業所数	増 減	平成24年12月末の取扱件数					
			開始届出	変更届出	廃止届出	再交付	行政処分	合計
219	197	+22	38	16	16	0	3	73

5 インターネット異性紹介事業

24年12月末 事業者数	23年12月末 事業者数	増 減	平成24年12月末の取扱件数				
			開始届出	変更届出	廃止届出	行政処分	合計
12	10	2	7	5	5		17

6 銃砲刀剣類

	所持状況		事 務 取 扱 件 数								
	丁 数	人 員	許可	更新	教習 資格	再交付 書 換	合 計	仮領置	行 政 分	報告等	医師 指定
24年12月末	6,046	3,497	273	1,657	82	251	2,263	3	2	0	13
23年12月末	6,618	3,832	245	1,557	87	238	2,127	6	8	0	0
増 減	-572	-335	+28	+100	-5	+13	+136	-3	-6	±0	+13

7 火薬類等危険物

年 別	種 別	猟銃用火薬 (譲受・消費等)	火 薬 類 運 搬 証 明	火薬類消費 許可意見回答	放射性同位 元素運搬	核 燃 料 運 搬 証 明	届出病原体 運 搬 証 明	合計
平成24年12月末		1,460	1,168	133	69	0	2	2,832
平成23年12月末		1,468	1,357	132	65	5	0	3,027
増 減		-8	-189	+1	+4	-5	+2	-195

8 少年指導委員立入状況

	24年12月末	23年12月末	増 減		24年12月末	23年12月末	増 減
立入店舗数	53	62	-9	立入延人数	87	105	-18

公 安 委 員 会

- ☐ 指示事項
☐ 意 見

公 安 委 員 会	公安委員と教育委員の意見交換会の開催	平成25年 2月21日
資料No 17	について	生 活 安 全 部
1 開催目的 少年の健全育成に資するため、警察を管理する兵庫県公安委員会と学校教育を管理する兵庫県教育委員会が、少年を取り巻く現状の問題点、少年非行防止に向けた諸対策に関する情報の共有化を行うなど、連携の強化を図ることを目的とする。 2 開催日時 3月7日（木）午前10時30分から午後0時まで 3 開催場所 兵庫県庁3号館10階 教育委員会室 4 参加者 (1) 公安委員会（5名） 橋本猛伸委員長 西川隆雄委員 塚本哲夫委員 辰馬章夫委員 中道京子委員 (2) 教育委員会（5名） 西村亮一委員長 山口 徹委員 高崎正弘委員 長田典子委員 玉岡かおる委員 (3) 陪席 ア 警察本部 少年育成課長、少年捜査課長、総務課管理官 等 イ 教育委員会 総務課長、義務教育課長、高校教育課長 等 5 次第 (1) 開会あいさつ（公安委員長） (2) 概況説明 ア 少年の非行情勢、立ち直り支援活動等について（少年育成課長） イ 児童・生徒の問題行動の状況について（教育委員会事務局） (3) 意見交換 (4) 閉会あいさつ（教育委員長）		
公 安 委 員 会 ☐ 指示事項 ☐ 意 見		

公 安 委 員 会	平成24年度「兵庫県警察少年非行防止	平成25年2月21日
資料No 18	研究会」の開催について	生 活 安 全 部
1 開催目的 少年警察担当者と教育関係者等が一堂に会し、時代を反映した非行や被害など少年に関する問題について対応を検討し、参加者の非行防止対策に関するレベルアップを図ることを目的とする。 2 開催日時 3月1日（金）午後2時30分から午後5時30分までの間 3 開催場所 兵庫県警察本部21階会議室 4 参加者（約100人） (1) 警察官（少年警察担当者） (2) 少年警察ボランティア、生徒指導担当教諭 (3) 関係機関・団体 5 研究会の内容 (1) 少年非行情勢の説明 少年育成課長 「県下における非行少年の特徴と今後の課題について」 (2) 講演 神戸市北区保護司会副会長 西 義哉 氏 「保護司の経験を通じた少年の更生へ向けた取組について」 (3) 研修 総務省・文部科学省支援財団法人「e-ネットキャラバン」 「スマートフォン、ネットいじめ等の諸問題について」		
公 安 委 員 会		
☐ 指示事項 ☐ 意見		

1 交通事故発生状況

	20.1末	21.1末	22.1末	23.1末	24.1末	25.1末	増減	
							数	率(%)
人身事故件数	2,729	2,817	2,734	2,798	2,439	2,591	+152	+6.2
死者数	23	11	14	15	13	15	+2	+15.4
高齢死者	13	5	5	7	7	8	+1	+14.3
構成率	56.5	45.5	35.7	46.7	53.8	53.3	—	—
傷者数	3,396	3,457	3,315	3,441	3,062	3,186	+124	+4.0
重傷者数	284	299	289	262	234	245	+11	+4.7
全国死者数	400	381	384	327	324	345	+21	+6.5

・交通事故の発生状況は、人身事故件数2,591件（前年同期比+152件）、死者数15人（同+2人）、傷者数3,186人（同+124人）と前年同期と比べいずれも増加した。

2 県下の死亡事故の特徴（死者数）

(1) 地区別

	25.1末		24.1末		増減	
	件数	構成率	件数	構成率	数	率(%)
県下	15	100.0	13	100.0	+2	+15.4
神戸	2	13.3	3	23.1	-1	-33.3
阪神	2	13.3	4	30.8	-2	-50.0
東播	3	20.0	2	15.4	+1	+50.0
西播	6	40.0	3	23.1	+3	+100.0
但馬	1	6.7			+1	—
淡路						
高速	1	6.7	1	7.7	±0	0.0

・西播地区が6人(+3人)と最も多く、次いで東播地区3人(+1人)、神戸地区が2人(-1人)、阪神地区が2人(-2人)であった。

(2) 違反別

	25.1末		24.1末		増減	
	件数	構成率	件数	構成率	数	率(%)
車両の違反	14	93.3	11	84.6	+3	+27.3
小計	14	93.3	11	84.6	+3	+27.3
信号無視	1	6.7			+1	—
通行区分	2	13.3			+2	—
最高速度						
優先通行			1	7.7	-1	-100.0
一時停止			1	7.7	-1	-100.0
歩行者妨害	3	20.0	1	7.7	+2	+200.0
安全運転	7	46.7	5	38.5	+2	+40.0
その他	1	6.7	3	23.1	-2	-66.7
歩行者の違反	1	6.7	2	15.4	-1	-50.0
小計	1	6.7	2	15.4	-1	-50.0
信号無視						
直前横断						
飛び出し						
その他	1	6.7			+1	—

・安全運転義務違反によるものが7人(+2人)と最も多く、次いで歩行者妨害によるものが3人(+2人)であった。

(3) 状態別

	25.1末		24.1末		増減	
	件数	構成率	件数	構成率	数	率(%)
自動車	4	26.7	3	23.1	+1	+33.3
自動二輪			1	7.7	-1	-100.0
原付	1	6.7	1	7.7	±0	0.0
自転車	1	6.7	2	15.4	-1	-50.0
歩行者	9	60.0	6	46.2	+3	+50.0
その他						

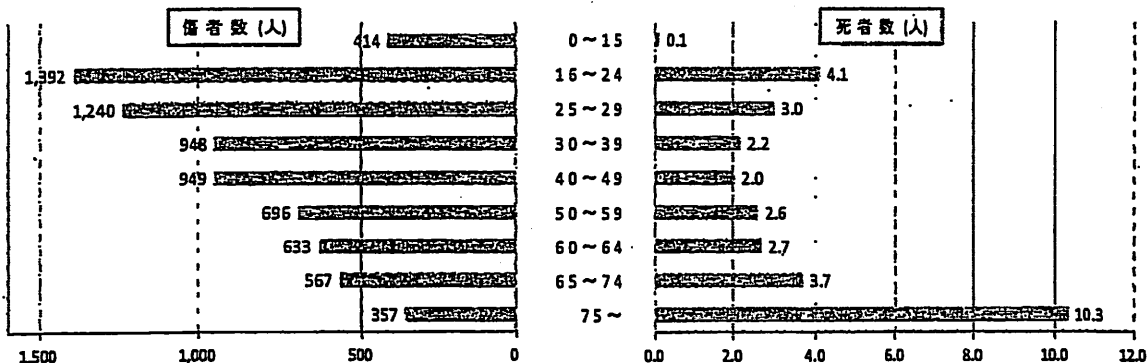
・歩行中の死者が9人(+3人)と最も多く、次いで自動車乗車中の死者が4人(+1人)であった。

(4) 年齢層別

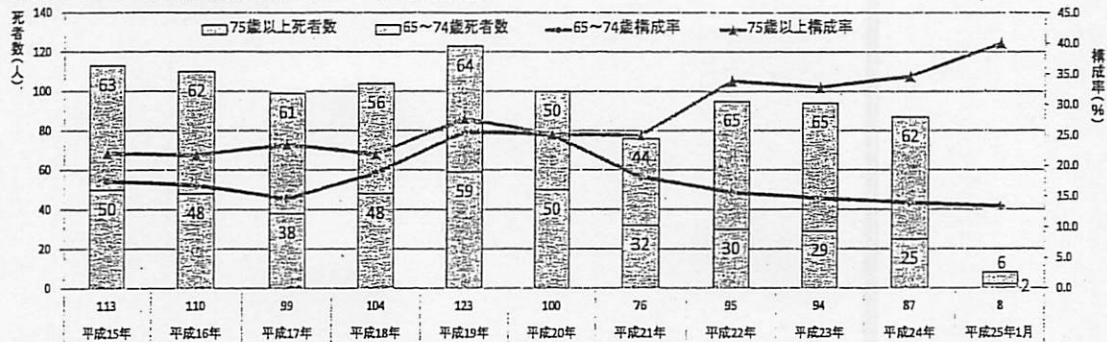
	25.1末		24.1末		増減	
	件数	構成率	件数	構成率	数	率(%)
15歳以下						
16歳～24			1	7.7	-1	-100.0
25歳～64	7	46.7	5	38.5	+2	+40.0
65歳以上	8	53.3	7	53.8	+1	+14.3

・高齢者の死者が8人(+1人)と最も多く、次いで成人層の死者が7人(+2人)であった。

年齢層別人口10万人当たり死者数及び傷者数（平成24年中）



1 高齢者の年齢層別死者、年別推移



・ 75歳以上の高齢死者が全死者に占める割合は、年々増加している。

2 高齢死者の特徴（平成15年～平成24年）

図1 年齢層別・状態別死者数

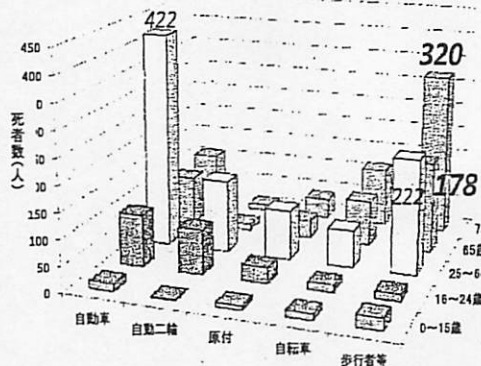
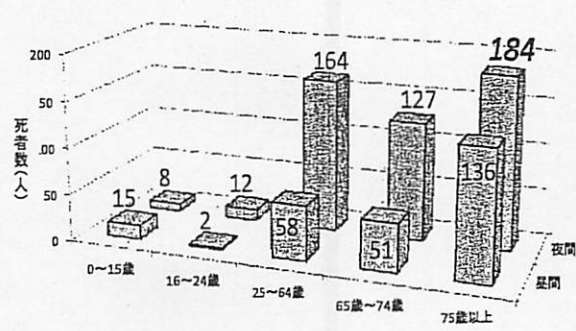
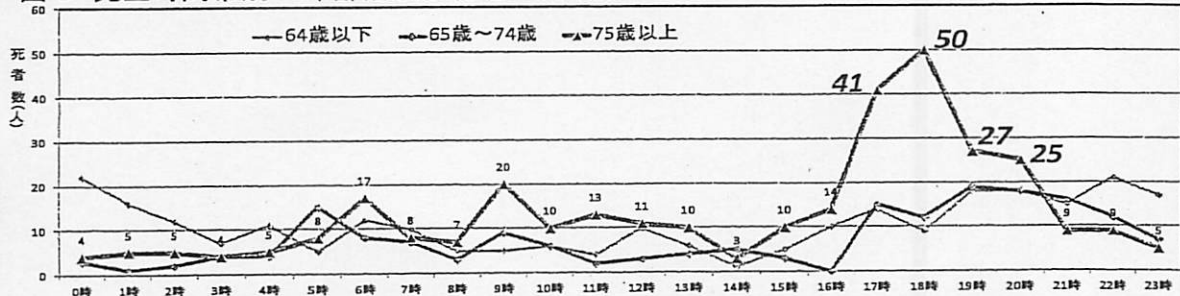


図2 昼夜別歩行者の死者数



・ 高齢歩行者の死者は、全死者の22.0%を占め、その内、75歳以上は高齢歩行者の死者の64.3%を占めている。

図3 発生時間帯別・年齢層別歩行者の死者数



・ 75歳以上の高齢歩行者の死者を発生時間帯別に見ると、17時台から20時台の時間帯に集中している。

図4 夜間高齢歩行者（75歳以上）の事故類型別死者数

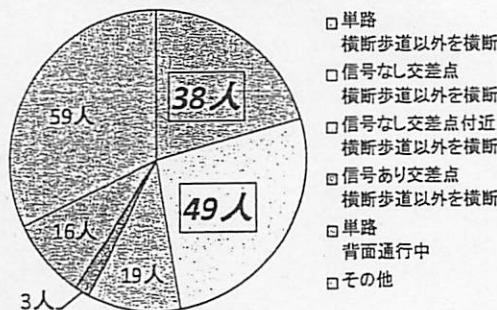
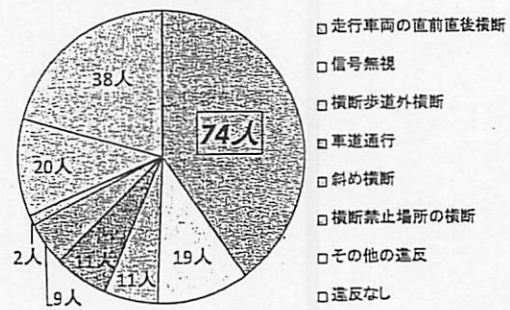


図5 夜間高齢歩行者（75歳以上）の違反別死者数



・ 夜間75歳以上の高齢歩行者の死者を事故類型別で見ると、「単路」と「信号なし交差点」の横断歩道以外の横断が47.3%を占めている。

・ 夜間75歳以上の高齢歩行者の死者を違反別で見ると、「走行車両の直前直後の横断」が最も多く、40.2%を占めている。

公 安 委 員 会	平成24年中における公安委員会専決事務	平成25年 2月21日
資料No 20	取扱状況について（交通部）	交 通 部

1 自動車運転代行業の認定等

区 分	認 定 数	廃 業 数	現 在 数
平 成 24 年 中	14	20	188
前 年 対 比	-4	-1	-3

2 主な交通規制

規 制 種 別	上申箇所数等						延長距離等	
	新規		廃止		合計		新規	廃止
		前年対比		前年対比		前年対比		
通 行 禁 止	3	-16	6	-29	9	-45	390m	1,125m
一 方 通 行	16	-2	5	-2	21	-4	2,250m	2,090m
速 度 規 制	71	+32	67	+3	138	+35	107,822m	25,580m
駐 車 禁 止	47	+6	37	+15	84	+21	12,650m	14,275m
自転車歩道通行可	26	-37	58	+14	84	-23	12,920m	19,600m
一 時 停 止	172	+29	54	+9	226	+38	248方向	80方向
横 断 歩 道	214	+6	55	+19	269	+25	337本	96本
自転車横断帯	9	-110	192	+32	201	-78	30本	400本

3 通行禁止・駐車禁止除外指定車標章の交付

区 分	通行禁止・駐車禁止除外	駐車禁止除外	合 計
平 成 24 年 中	3,264	24,195	27,459
前年対比	+238	+1,405	+1,643

4 運転免許関係

(1) 運転免許試験（第二種免許・第一種免許・仮免許）

区 分	受 験 者	合 格 者	合 格 率	うち教習所卒	構成率
平 成 24 年 中	220,439	145,413	66.0	124,904	85.9
前 年 対 比	+9,268	+1,425	+3.3	+1,888	+0.5

(2) 運転免許証の交付

区 分	新規免許証	再交付免許証	更新免許証	国外免許証	合 計
平 成 24 年 中	87,720	26,817	761,343	13,191	889,071
前 年 対 比	+1,476	+449	-9,039	+651	-6,463

(3) 運転免許の申請取消し及び運転経歴証明書の交付

区 分	申請取消し				運転経歴証明書 の 交 付
	64歳以下	65歳～74歳	75歳以上	合計	
平 成 24 年 中	257	2,464	2,973	5,694	4,508
前 年 対 比	+136	+1,024	+1,593	+2,753	+2,416

公 安 委 員 会
☐ 指示事項
☐ 意 見

公 安 委 員 会	淡路ブロック国民保護共同実動訓練	平成25年2月21日
資料№ 21	の実施について	警 備 部
1 目的 国民保護法が適用される緊急処理事態において、関係機関の対処能力の向上と相互の連携強化を図る。 2 日時 2月27日（水）午後1時00分から午後3時15分までの間 3 場所 南あわじ市三原健康広場 4 参加機関（9機関） 兵庫県警察、兵庫県淡路県民局、南あわじ市、洲本市、淡路市、淡路広域消防事務組合、陸上自衛隊姫路駐屯地、兵庫県立淡路病院及び淡路交通株式会社 5 参加人員・車両等 (1) 人員119名（警察84名） (2) 車両 28台（警察18台） 6 訓練想定 県外において開催された国際会議に伴い、国籍不明のテログループによる死傷者多数の爆弾テロが発生し、次いで、南あわじ市所在の大規模集客施設においても爆弾テロ事案が発生した。 7 訓練項目 (1) 初動対処訓練 (2) N B C 事案対処訓練 (3) 爆発物処理訓練 (4) 現地調整所運営訓練		
公 安 委 員 会		
☐ 指示事項 ☐ 意見		

公 安 委 員 会	集団示威運動等事務取扱状況について	平成25年 2 月 21 日
資料No 22	(平成25年 1 月中)	警 備 部

1 月中の公安条例に基づく集団示威運動等の取扱件数は 7 件であり、前年同月と比較し 3 件増加した。

種別 市別	集 会	集団行進	集団示威	集会及び 集団行進	集会及び 集団示威	計
神戸市	1		5			6
姫路市						0
洲本市			1			1
計	1	0	6	0	0	7
前 年 同 月						4
対 比						+ 3

公 安 委 員 会
☐ 指示事項
☐ 意 見